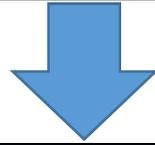


興行場営業許可申請の流れ

事前相談

興行場の構造設備等が、法令や条例等の基準に適合しているかを確認するため、事前に施設の計画等を保健所生活衛生課へご相談ください。



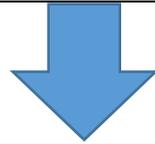
申請手続

申請に必要な書類を提出してください。



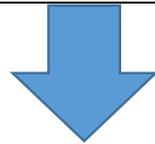
書類審査

提出された書類を基に、施設の構造設備等が法令や条例等の基準に適合しているか審査します。



施設調査

施設の構造設備等を確認するため、環境衛生監視員が施設調査を実施します。



許可書の交付

書類審査及び施設調査の結果、基準に適合していることが確認された場合は、許可書が交付されます。

申請書類

1. 興行場営業許可申請書
2. 興行場の構造設備の概要
 - (1) 構造設備の仕様書
 - (2) 建物の配置図、各階の平面図、観覧席の配置図及び便所等の位置を示す図面
3. 周囲 200 メートル以内の排水路及び住宅等の状況を示す見取図
4. 法人の場合は、定款の写し及び登記事項証明書
5. 築基準法に適合する旨の書類（建築確認査済証等）の写し
6. 消防法令に適合する旨の書類（消防法令適合通知書等）の写し
7. その他、市長が必要と認める書類

○申請手数料 24,000 円

川口市保健所 生活衛生課 生活衛生係
〒334-0011 川口市三ツ和 1-14-3 (鳩ヶ谷庁舎4階)
TEL 048-229-3913
FAX 048-281-5765